



須賀川市告示第120号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

平成21年10月29日

須賀川市長 橋本克也



編入する字名	左に編入される区域	
長沼字門口	長沼字天神	20のイ、21の1、21のロ、169、170、170の2、170の4及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部
長沼字殿町	長沼字鍛冶町	33、34、36、37の5、48の1から48の3まで、52の2、52の3、52のイ、54、55の1、65の2及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
	長沼字道城蔵	9の1、9の2、10、11の1
	長沼字信濃町	79の4
長沼字上ノ台	長沼字信濃町	37の2、40の2、41の2、42の2、43の2、47の2
長沼字南サエン場	長沼字道城蔵	60の2及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部
長沼字町尻	長沼字信濃町下	23及びこの区域に隣接する水路である国有地の全部
	長沼字南延命寺	52、60から62まで及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部

長沼字中延命寺	長沼字北延命寺	39
長沼字金町	長沼字天神	13の2、14の2、15の1、15の2、16の3、16の口、20の口、170の3、172、175及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部
長沼字信濃町	長沼字殿町	1の3
	長沼字信濃町下	50の2、51の2、52の2、53の3、54の2及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部並びに50の1に隣接する水路である国有地の全部、50の1の地先の道路である国有地の全部
長沼字白ヶ堂	長沼字上白ヶ堂	5の5